

平成30年第6回八雲町議会臨時会会議録

平成30年8月10日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1号 財産の取得について
日程第 4 議案第 2号 平成30年度八雲町一般会計補正予算（第5号）
日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について（町営住宅使用料の支払に関する訴えの提起について）

○出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|---------------|-----|---------------|
| 1番 | 岡 島 敬 君 | 2番 | 関 口 正 博 君 |
| 3番 | 佐 藤 智 子 君 | 4番 | 横 田 喜世志 君 |
| 5番 | 斎 藤 實 君 | 6番 | 大久保 建 一 君 |
| 7番 | 赤 井 睦 美 君 | 9番 | 三 澤 公 雄 君 |
| 10番 | 田 中 裕 君 | 11番 | 牧 野 仁 君 |
| 12番 | 安 藤 辰 行 君 | 13番 | 宮 本 雅 晴 君 |
| 14番 | 千 葉 隆 君 | 副議長 | 15番 黒 島 竹 満 君 |
| 議 長 | 16番 能登谷 正 人 君 | | |

○欠席議員（0名）

○欠 員（1名）

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
		併選挙管理委員会事務局長	
企画振興課長 兼行財政改革推進室長 兼情報政策室長	竹 内 友 身 君	新幹線推進室長	阿 部 雄 一 君
新幹線推進参事	藤 澤 久 雄 君	財 務 課 長	鈴 木 敏 秋 君
		兼収納対策室長	
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	荻 本 和 男 君	住 民 生 活 課 長	川 口 拓 也 君
保 健 福 祉 課 長	紺 谷 英 友 君	農 林 課 長	加 藤 貴 久 君
		併農業委員会事務局長	
農 林 課 参 事	森 太 郎 君	商工観光労政課長	藤 牧 直 人 君
建 設 課 長	馬 着 修 一 君	建 設 課 参 事	朝 倉 俊 之 君
公園緑地推進室長	川 崎 芳 則 君	落 部 支 所 長	戸 田 淳 君
環 境 水 道 課 長	田 中 了 治 君	学 校 教 育 課 長	石 坂 浩 太 郎 君
教 育 長	三 坂 亮 司 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 田 耕 三 君
体 育 課 長	千 田 健 悦 君	総 合 病 院 事 務 長	成 田 耕 治 君
監 査 委 員	佐々木 裕 一 君	総 合 病 院 庶 務 課 長	福 原 光 一 君
総合病院施設課長			
総合病院経営企画課長	竹 内 伸 大 君	消 防 長	桜 井 功 一 君
地域医療連携室長			
消 防 本 部 次 長	大 淵 聡 君	八 雲 消 防 署 長	伊 丸 岡 徹 君
八雲消防署管理課長	高 橋 朗 君	八雲消防署消防課長	今 村 幸 一 君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】
熊石国保病院事務長 桂 川 芳 信 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併議会事務局次長	岡 島 広 幸 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	吉 田 正 樹 君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は15名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成30年8月10日、八雲町議会招集第6回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から6月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知はお手元に配付の通りであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。7月27日から29日まで小牧市八雲町交流30周年記念式典及び小牧市平成夏まつり参加のため、町長と共に小牧市を訪問してまいりました。

また、7月31日は東京都において渡島総合開発期成会による東京要望が実施され、町長と共に参加し、関係機関へ要望活動を行ってまいりました。

また、8月2日は函館市において、八雲町国道277号整備促進期成会による函館建設開発部への要望が行われ、町長と共に参加し要望活動を行ってまいりました。

また、8月5日は札幌市において、北海道150年式典が開催され、出席してまいりました。

また、8月7日は東京都において北海道新幹線沿線自治体議長会による中央要望が行われ、関係機関へ要望活動を行ってまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

次に、議会関係であります。7月5日に新潟県阿賀町議会より議員11名が、消防本部庁舎の移転・改築について視察研修するため来町され、議長及び関係課職員が対応いたしました。

また、8月2日は富山県滑川市議会より議員9名が、観光について視察研修するため来町され、副議長及び関係課職員が対応いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に三澤公雄君と黒島竹満君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（井口貴光君） おはようございます。ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既に配付しております議案2件及び報告1件であります。

これら議案等説明のため、町長、監査委員及びあらかじめ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。

以上でございます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） 議案第1号財産の取得について、ご説明申し上げます。概要説明書1ページをご覧ください。

本件は、水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

去る5月3日、5社により指名競争入札を執行いたしました。議案書1ページをお開きください。

取得する財産の種別及び数量は、水槽付消防ポンプ自動車1台。取得の方法は契約の定めるところによる。取得の金額は4,676万4,000円。取得の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ 代表取締役 中川龍太郎であります。

なお、本会議の議決をいただいた後、契約を締結いたしまして、平成31年2月下旬に納車予定であります。

以上、簡略ではありますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） これは、何リットルの消防ポンプ自動車ですか。また、これを持つことによって、最近起きました山越で起きたような、かなり可燃なものが倉庫に入っていた場合の火災なんかには、どれくらい役に立つんでしょうか。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） 水の量でございますが、2,000リッター。今廃車しようとするものと同リッターの水でございます。

また、それによって効率が良くなるということでございますけれども、まったく同じ、不足した部分を補うということで、水量的には変わりがないということでございます。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） もう買う事が決まっていたものに対してこういうことを言うのは失礼

かもしれませんけれども、あの時の火災では、消防で持っていたいわゆる汲み上げるポンプが非常に役に立たなかったというか、そういった部分の不備が多々あったと思うんですけれども。それに対しての対策として相応しいものを、この際入れるべきではないかと思うんですけれども。それに対しては、どのようなご見解をお持ちでしょうか。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） 山越の火災では、水量が足りないという、結論的に言いますとそういう状態でした。それで、今あります大型水槽車、これも更新しなければならないということで、計画には載せております。

○9番（三澤公雄君） 質問に答えていないんだよな。3回しか質問できないからさ。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） 大変失礼いたしました。今回更新しようとするものは消防団の車両でございまして、2,000リッター、これ以上を積むということは車両的に難しいと考えております。それと今回は防衛省の補助ということなので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○9番（三澤公雄君） 答えていないでしょ。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） 申し訳ございません。現場には消防車、確かに向かっております。水を積んでいるもの、積んでいないもの、向かっております。また、整備としては防火水槽を増やしていきたいというふうに考えております。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 現状と変わらない装備になるので、それだったらこの間みたいな可燃材が入った倉庫では対応できないんじゃないのかなと。だから、それに相応しい投資を新たにすべきじゃないかなという意味で質問をしたんです。

で、そこに答えが少しはかすったかなと思ったので、3回目の質問にさせていただきますけれども。消火水槽の重要性も今回十分指摘しましたから、そちらに備えるという答えを重く感じますけれども。もっとその、消防の方では1つ1つの対策に速やかに動いてもらってこそ、町民の皆さんが安心に思うわけですから。こういったかねてから決まっていたことだとは思いますが、この消防車の買い替えはね。でも、多大な被害があった火災に対して、速やかにこういった予算で動いたという姿勢を是非見せてもらいたいと思って、財産の取得にかする形で質問させていただきました。

是非、そのところを今後も十分に考えてですね、もう二度と、ああいう不手際を起こさないぞという姿勢を明確に町民に対して示していただきたいと思います。言葉じゃなくて、1つ1

つ態度を、こういった予算行動も含めてという意味ですから。今言葉が欲しいというわけじゃないです。

○議長（能登谷正人君） 答弁いいですね。他にございませんか。

○15番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島君。

○15番（黒島竹満君） 今、三澤君の質問もそうですけれども、当時の火災の時にポンプ車2台、確か現場にいたんですよね。結局、水が間に合うとか間に合わないとかっていうよりも、1台空になった状態で、戻ってそのタンク車に水を入れるとかっていう動き方っていうのが出来るのか出来ないのか。そして今度3台になるんですよね。

（何か言う声あり）

○15番（黒島竹満君） あ、1台無くなるの。

だから、そういう動き方をしないと、2台とも空になって動くと、行って帰ってくるまで1時間かかっているわけだよ、俺見ていると。だから、せつかく2台現場に入っているわけだから、1台空になった状態ですぐ戻って入れておくっていう方法を、今後考えていっていただければなというふうに思っています。その部分についてどうですか。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） まったくご指摘の通りでございます。

当時においては、タンク車2台、水槽車1台、消防団の車、水槽のついた車1台、それと各分団の1.1リッターの車2台が参集しております。その中で大型水槽車10トンが空になり、1車両を残しタンク車2台、分団のタンク車とうちのタンク車が消火栓と山越まで水を汲みに行き、それをピストン輸送で大型水槽車に入れて放水を続けておりました。

今後は、以前も申し上げましたけれども、海水を利用する等、そういうことに、大型の火災の場合はそういうことに注意をしながら検討をしていきたいと思っております。

○15番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島君。

○15番（黒島竹満君） それでは、前にも質問したんですけれども、海が近いところなものですから、是非ですね、海水を揚げられるような施設を考えていただければなというふうに思っておりますので。是非、その部分を進めるように考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第4 議案第2号平成30年度八雲町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長(鈴木敏秋君) 議長、財務課長。

○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(鈴木敏秋君) 議案第2号平成30年度八雲町一般会計補正予算(第5号)について、ご説明いたします。議案書2ページであります。

この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに72万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億7,164万1,000円にしようとするものであり、落部レクリエーションセンターブロック塀修繕事業他、1事業の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書6ページ中段であります。

2款総務費、1項総務管理費、12目地域振興対策費54万4,000円の追加は、落部レクリエーションセンターブロック塀修繕料であります。本件は、本年6月18日の大阪北部地震において発生した小学校のブロック塀の倒壊による痛ましい事故を受け、当町としても町有施設におけるブロック塀の状況確認を行ったところ、落部レクリエーションセンターのブロック塀が不適合と判明したことから、直ちに改修しようとするものであります。

具体的には、当該施設は民有地との境界として延長46メートル、高さが1.4メートルから1.6メートルのブロック塀であります。この上部を切断し、高さ1.2メートルへと低くするものであります。

9款、1項消防費、1目常備消防費18万4,000円の追加は、消防職員の第47回全国消防救助技術大会への出場にかかる旅費であります。

当町消防本部においては、救助技術の向上に対し、全道訓練指導会への出場という目標をかけた努めているものであります。本年は7月21日札幌市において開催され、3種目6名が出場したところであります。その結果、はしご登攀、ロープ応用登攀の種目3名が渡島桧山地域をエリアとする道西地区の代表として、全国大会への出場推薦を受けたものであります。本会議においてこの誉を報告させていただき、全国大会が8月24日京都市の開催であることから、その旅費の追加をお願いするものであります。

なお、要する旅費は54万円ですが、現行予算のうち不用となった案件の当該予算額を控除し、18万4,000円の追加をお願いするものであります。

以上、補正する歳出の合計は72万8,000円の追加であります。

続いて、歳入であります。議案書の同ページ上段であります。

19款1項1目繰越金72万8,000円、前年度繰越金の追加で歳出に対応しようとするものであります。

以上で、議案第2号平成30年度八雲町一般会計補正予算(第5号)の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 報告第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第5 報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、町営住宅使用料の支払いに関する訴えの提起についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長(馬着修一君) 議長、建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(馬着修一君) 報告第1号専決処分の報告についてご説明いたします。議案書8ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

9ページをご覧ください。本件の被告者は、平成25年に町営住宅を退去しておりますが、それまでの住宅使用料等において長期間にわたり滞納したため、町営住宅使用料の支払を求めて訴えの提起をしたものでございます。

訴えの提起の内容でございますが、1当事者、原告となるべき者、八雲町 代表者 八雲町長 岩村克詔。被告となるべき者、八雲町から転居されまして、現在は栃木県宇都宮市に在住でございます。訴えの要旨として、被告となるべき者は、町営住宅使用料を負担する義務があるが、長期間にわたり町営住宅使用料を滞納し、町の再三にわたる納付勧告にもかかわらず、これに応じなかったため、本件町営住宅使用料の支払いを求める訴えを提起するものでございます。3請求の内容でございますが、(1)被告となるべき者は、町に対し本件町営住宅使用料40万7,980円及び各金員に対する各納期限日の翌日から各支払い済みに至るまで、それぞれ年5分の割合による金員を支払うこと。(2)訴訟の費用は、被告となるべき者の負担とすること。との旨の判決を求める。4訴えの提起に至るまでの経過概要ですが、議案書9ページから10ページに記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。5訴えを提起する日、平成30年7月、代理人の準備が整い次第でありまして、実際には7月18日に提起してございます。6管轄する裁判所は八雲簡易裁判所でございます。7訴訟に関する取り扱いなどは、弁護士法人佐々木総合法律事務所 代表社員 佐々木泉頭氏ほか代理人として、上記訴えを提起する。被告となるべき者から滞納町営住宅使用料を完納する旨の申し入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。判決の結果、必要がある場合は上訴する。

以上、報告第1号専決処分の報告についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(能登谷正人君) 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

よって、平成30年第6回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前10時25分]